

(仮称) 世田谷版気候若者会議運営支援業務委託  
プロポーザル実施要領兼説明書

1. 件名

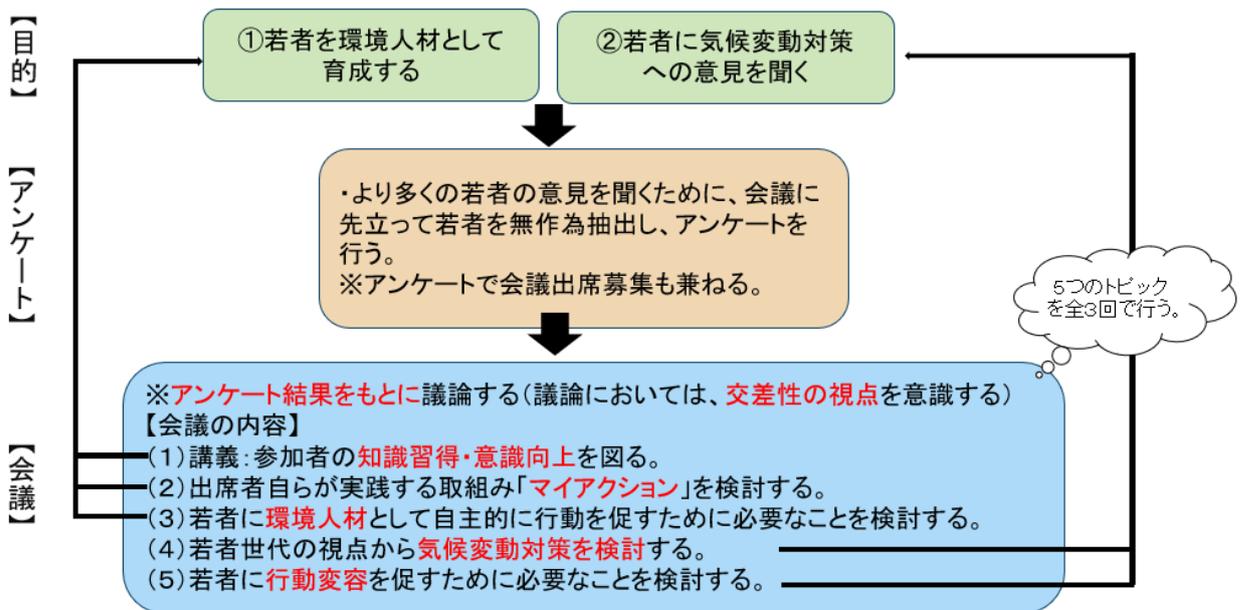
(仮称) 世田谷版気候若者会議運営支援業務委託

2. 目的

世田谷区は、「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」にすることを目標に掲げているが、目標達成に向け、2050年に社会の中心的存在となる若者世代をターゲットとし、アンケートによる事前調査を行ったうえで、「(仮称) 世田谷版気候若者会議」(以下、「会議」という。)を実施することで、若者を環境人材として育成するとともに、若い世代の視点による気候変動対策について検討することを目的とする。

3. 事業全体のイメージ

カーボンニュートラルの実現に向け、2050年に社会の中心的存在となる**若者世代をターゲット**とする  
※「若者世代」・本事業では、アンケート・会議ともに15歳以上(高校生世代)30歳未満を対象とする。



4. 業務概要(詳細は、別紙1「業務詳細」のとおり)

(1) アンケートの実施

会議の基礎資料となるアンケートを実施し、集計・分析を行う。また、アンケートと併せて会議の参加者を募る。

※上記「3. 事業全体のイメージ」のとおり、アンケート結果をもとに会議を実施するため、アンケート内容は、会議での議論を意識した内容とすること。

(2) (仮称) 世田谷版気候若者会議の運営支援

- ①会議企画支援
- ②会議参加者調整支援
- ③会議運営支援

5. 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

6. 提案限度額 9,999,000円(消費税込)

7. プロポーザル方式を採用する理由

本業務に関しては、国や東京都の施策や計画、区の「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」等の多岐にわたる関連計画を理解し、世田谷区の特徴を踏まえた上で、専門的見地を持った事業者を選定する必要があり、本委託事業において能力・資質に優れた相手と契約するためには、環境施策に関する課題認識、業務内容及びその実施体制、これまでの実績等により総合的に判断する必要があるため、プロポーザル方式を採用する。

8. 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 世田谷区から指名停止(入札禁止を含む)を受けている期間中でないこと。
- (5) (仮称)世田谷版気候若者会議運営支援業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- (6) 令和2年度以降、国または地方公共団体において、同種又は類似業務の実績を有すること。
  - ・同種業務：気候市民会議もしくは環境施策に関連する住民参加型会議の企画運営
  - ・類似業務：環境施策または地球温暖化対策に関連する計画の作成支援

9. プロポーザル実施日程(予定)

内容	日程
①手続き開始の公告	令和7年5月28日(水)
②説明書の交付期間	令和7年5月28日(水)～ 令和7年6月11日(水)
③参加表明書提出期限	令和7年6月11日(水)
④招請通知発送	令和7年6月13日(金)
⑤質問票提出期限	令和7年6月25日(水)
⑥質問回答	令和7年7月1日(火)
⑦提案書提出期限	令和7年7月11日(金)
⑧ヒアリング	令和7年7月24日(木)
⑨審査結果通知	令和7年7月下旬
⑩契約	令和7年8月上旬

10. 説明書の交付

- (1) 交付期間 令和7年5月28日(水)～令和7年6月11日(水) ※午後5時まで  
※窓口での配布は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所 下記「20.担当」記載窓口での配布及び世田谷区ホームページ掲載

※参加希望者に無償配布する。(区ホームページからダウンロード可)

※HP [世田谷区トップページ](#)→[検索メニュー](#)→[分類から探す](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)

#### 11. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和7年6月11日(水) ※午後5時まで

(2) 提出場所 下記「20.担当」記載窓口

※持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

(3) 提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送は書留等、送達確認できるものに限る。)

#### 12. 提案書の提出対象者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく前記8の参加資格の確認のみを行う。

#### 13. 招請通知書の送付

(1) 通知時期 令和7年6月13日(金)

(2) 通知方法 郵送による(電子メールにて、原本の写しも併せて送付する)。

※参加資格が確認できなかった提出者にも、その旨を通知する。

#### 14. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

【様式6】「プロポーザル質問表」により行うものとし、電話による質問は不可とする。

(2) 送付先

受付フォーム(LoGo フォーム)により、電子データで提出すること(受付フォームのURLは招請通知に記載)。

(3) 受付期限

令和7年6月25日(水) ※午後5時まで

(4) 回答方法

質問事項を取りまとめ、令和7年7月1日(火)に参加者全員に電子メールにより回答する。

#### 15. 提案書の提出

別紙2「提案書作成要領」に基づき作成した提案書を下記の通り提出すること。

(1) 提出期限 令和7年7月11日(金) ※午後5時まで

(2) 提出方法 原則受付フォーム(LoGo フォーム)による電子データでの提出とする。

※電子データでの提出が難しい場合は、持参、郵送(締切日必着。郵送は書留等、送達確認できるものに限る。)のいずれかとする。持参又は郵送の場合の提出先は、下記「20.担当」記載窓口(持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)。

※受付フォームのURLは招請通知に記載。

※紙で提出する場合は、A4判、左上ステープル留め、片面印刷

(3) 提出部数

- ①受付フォーム（LoGo フォーム）での提出の場合
  - ・ 提案書（正）1部、提案書（副）1部
- ②持参又は郵送の場合
  - ・ 提案書（正）1部、提案書（副）6部

16. 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

提案書の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき審査（書類審査・ヒアリング）を実施する。

(1) 審査員の構成

環境政策部長（審査委員長）	中西 成之
環境政策部環境政策課長	加野 美帆
環境政策部気候危機対策課長	上原 雅三
環境政策部環境保全課長	野元 憲治

(2) 審査（書類審査）

別紙3「審査項目及び審査の視点」のとおり参加表明書及び提案書の書類審査を行う。

(3) ヒアリング

提案事業者に対し、提出された提案書をもとに、企画提案の内容についてヒアリングを実施する。

実施時期 令和7年7月24日（木）

※詳細は招請通知に記載。

17. 候補者の選定

別紙3「審査項目及び審査の視点」の審査項目に基づく審査結果の合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定する。

18. 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月上旬に、企画提案書の提出者に郵送で通知する（電子メールにて、原本の写しも併せて送付する）。

19. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・ 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・ 契約保証金：免除
- ・ 契約書作成の要否：要
- ・ 審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・ 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・ 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- ・ 契約締結にあたっては、個人情報を取り扱う業務について、別紙1「業務詳細」

の「電算処理の業務委託契約の特記事項」の項目に適合することの審査を行う。

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した業務責任者・業務担当者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- ・関連情報を入手するための照会窓口は、【20.担当】のとおり。

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

## 20. 担当

環境政策部環境政策課 近藤、原田

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎B棟3階）

電話 03（6432）7131